

白河市 介護職員初任者研修 及び 実務者研修 資格取得支援事業

～介護分野に就労する方を応援します！！～

1. 趣 旨

慢性的に人材が不足している介護の分野における人材の確保を図るため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）と実務者研修（旧ホームヘルパー1級）の資格取得を支援します。

2. 内 容

白河市に住所を有し、介護職員初任者研修または実務者研修の資格を取得後、白河市内、西白河郡および東白川郡の介護事業所などに就労する意欲のある方を対象に、予算の範囲内において研修受講に要する費用を補助します。

3. 補助対象経費

研修受講に要する経費

※入会金、交通費、保険料、分割払いによる手数料、追試・補講等に係る追加費用、還付金などは、補助の対象外となります。

4. 補助上限額

介護職員初任者研修	上限6万円
実務者研修	上限20万円

5. 補助対象者

介護職員初任者研修資格取得者	10名
実務者研修資格取得者	5名



6. 補助の要件

下記（1）～（4）を満たす方。

- （1）申請日において、白河市内に住所を有すること。
- （2）研修修了後、申請日に至るまで引き続き3か月以上、介護職員として白河市内、西白河郡および東白川郡内に所在する介護事業所などで介護職員として就労していること。（勤務形態は、常勤・非常勤どちらでも可）
- （3）補助対象経費について、白河市の補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- （4）申請日において、市税等の滞納がないこと。

裏面に続く

7. 手続きの流れ

白河市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書（第1号様式）に下記の書類を添付して、市役所高齢福祉課まで直接本人が提出（申請）してください。事情により本人が申請できない場合は、お電話にて問い合わせください。

添付書類

- 介護職員初任者研修または実務者研修修了証明書の写し
- 受講料領収書の写し
- 個人情報の利用に係る同意書（第2号様式）
または 住民票（未成年者の場合は、本人及び保護者が共に記載されているもの。本籍地は省略可。） および 納税証明書の写し
- 介護職員として就労していることが分かる書類（第3号様式）
- 振込口座の通帳の写し（表紙と表紙をめくった部分の2枚）

8. 申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請書の提出期限は、研修修了の翌日から起算して1年以内です。

9. 補足事項

- (1) 通信講座も、補助金の交付対象になります。
- (2) 受講開始時にすでに介護事業所において介護職員として就労している場合も、補助金の交付対象となります。
- (3) 受講費用の支払いを銀行の口座振替により行い、領収書がない場合は、金融機関からの利用明細等で代用可能です。ただし、支払日、支払者氏名など必要事項が確認できるものを提出してください。
- (4) クレジットカード会社を介して経費を支払う場合は、必要事項が記載されたクレジットカード契約証明書等を提出してください。

★申込み・問い合わせ先★

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所 高齢福祉課 高齢者支援係

電話 0248-28-5519